□高崎総合公園内スポーツ施設料金一覧表

【野球場】

	区分		単位	基礎額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	200円
		大人	IJ	500円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	"	600円
		大人	IJ	1,500円
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	合	IJ	4,000円
	入場料を徴収する場合		11	8,000円
放送設備			1回	1,000円
スコアーボード]]	1,000円
審判用具			"	500円
ピッチングマシン			"	2,000円
照明設備	野球		最初の1時間まで	3,000円
ソフトボール			最初の1時間を超え30分ごとに	2,000円
		最初の1時間まで	2,000円	
			最初の1時間を超え30分ごとに	1,000円

単位当たりの使用料の額:基礎額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。(次表以下において同じ。)

備考

- 1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の金額を適用して計算する(次表以下において同じ。)。
- (次表以下において同じ。)。 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう(次表以下において同じ。)。
- 3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む(次表以下において同じ。)。

【総合体育館】

	· · · · <u>-</u>	区分			単位	基礎額
競技場	アマチュア	入場料を徴収し ない場合	高校生以下	全面	1時間	600円
		-3.4 ·300 LI	大人	"	JJ	1,200円
		入場料を徴収す る場合	高校生以下	"	"	1,800円
		2000	大人	JJ	"	3,600円
		入場料を徴収	又しない場合	<i>11</i>	"	7,200円
	以外	入場料を徴収	又する場合	IJ	"	21,600円
	競技場の3分	競技場の3分の2を利用する場合			"	全面利用の場合の3分の2に 相当する額
		競技場の2分の1を利用する場合			"	全面利用の場合の2分の1に 相当する額
競技場の3分の1を利用する場合			"	全面利用の場合の3分の1に 相当する額		
	照明設備	7列以上の利用の場合			"	900円
		4列以上6列以下の利用の場合		JJ	600円	
		3列以下の利用の場合			"	300円
武道場	団体利用の	団体利用の場合 高校生以下 大人			"	200円
(1面当たり)					11	400円
		個人利用の場合 (照明設備使用料を含 む。)		中学生以下		20円
				高校生		50円
	む。)			大人		100円
	照明設備(照明設備(1団体当たり)			"	200円
会議室	大会議室	大会議室			1回	500円
	会議室・ミ	会議室・ミーティングルーム			"	300円
	冷暖房設備	冷暖房設備			1時間	100円
放送設備					1回	1,000円

【陸上競技場】

区分			単位	基礎額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	200円
		大人	"	400円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	"	600円
		大人	"	1,200円
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合		"	4,000円
	入場料を徴収する場合	又する場合		8,000円

【多目的広場】

区分			単位	基礎額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	100円
		大人	"	200円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	IJ	300円
		大人	IJ	600円
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収しない場合		1,600円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合		4,800円

【庭球場】

区分		単位	基礎額
人工芝コート	高校生以下	1時間	200円
(1面当たり)	大人	11	400円
照明設備(1面当たり)		"	400円